

学校法人ノートルダム清心学園
公益通報に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人ノートルダム清心学園（以下「学園」という。）が設置する学校園及び法人事務局の業務に関し、教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）についての処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって学園の健全な発展に資するとともに、通報者又は相談者を保護することを目的とする。

第2章 通報等の処理

(公益通報窓口)

第2条 通報等を受け付ける窓口は、理事長が指定した弁護士又は法人事務局とする。

(通報者又は相談者の範囲)

第3条 通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）の範囲は、学園と雇用関係にある教職員（嘱託職員・臨時職員・パート職員を含む。）とする。

(通報等の受付方法)

第4条 通報等の受付方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会とする。

2 通報等は、原則として実名を明らかにして行うものとする。ただし、通報窓口は匿名であることを理由にしてその受付を拒んではならない。

(禁止事項)

第5条 通報者等は不正の利益を得る目的、学園または第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、公益通報を行ってはならない。

(事案の報告)

第6条 法人事務局は、通報等を受けた場合には、その内容を速やかに理事長に報告するものとする。

2 理事長は、通報窓口が受けた日から20日以内に調査の実施について通報者等に対して通知するものとする。ただし、調査を実施しない場合は、書面にその理由を付して、通報者等に通知しなければならない。

(調査委員会の設置)

第7条 理事長は、通報された事案について調査し是正措置を講じる必要があると判断した場合には、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置して、迅速かつ適正に通報事実の調査を行わなければならない。

2. 委員会は、理事長が通報事案に関係しない委員長及び委員若干名を指名して構成する。事案の処理が済み次第解散する。
3. 委員会は、委員長が招集する。
4. 委員長は、調査する内容によって、各学校園から調査員を指名することができる。
5. 委員長は、通報事案の調査を終了した後に、直ちにその結果を書面で理事長に報告しなければならない。

(協力義務)

第8条 調査対象部署及び関連部署の教職員は、通報された事案の調査に際して委員会から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(是正措置)

第9条 理事長は、調査の結果不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに理事会に報告しなければならない。また、必要に応じて行政機関等に報告しなければならない。

(処分)

第10条 理事長は、調査の結果不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、学園が設置する学校園（以下「学校園」という。）の長へ、当該就業規則に基づき必要な処分を行わせ、あるいは必要な処分を行うことができる。

(通知)

第11条 理事長は、通報者等に対して、被通報者（不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、調査の実施の有無、調査結果及び是正結果を遅滞なく通知しなければならない。

第3章 当事者の責務

(通報者の保護)

第12条 理事長及び各学校園の長は、通報又は相談したことを理由として、通報者等に対

して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2. 理事長及び学校園の長は、通報又は相談したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を行わなければならない。
3. 理事長は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（上司、同僚等を含む）があった場合には、学校園の長へ、当該就業規則に基づき必要な処分を行わせ、あるいは必要な処分を行うことができる。

（個人情報保護）

第13条 この規程に定める業務に携わる者は、当事者の人権を尊重するとともに、通報された内容及び調査で知り得た個人情報を開示してはならない。

2. 理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、学校園の長へ、当該就業規則等に基づき必要な処分を行わせ、あるいは必要な処分を行うことができる。

（不正の目的の通報等）

第14条 通報者等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的の通報等を行ってはならない。理事長は、そのような通報等を行った者に対して、学校園の長へ、当該就業規則に基づき処分を行わせ、あるいは必要な処分を行うことができる。

第4章 補 則

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（改正）

第16条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月19日から施行する。